

平成 15 年 9 月 5 日制定 (国空機第 538 号)

平成 23 年 6 月 30 日一部改正 (国空機第 282 号)

令和 4 年 4 月 1 日一部改正 (国空機第 1190 号)

令和 7 年 4 月 14 日一部改正 (国空安政第 2988 号)

サーキュラー

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：整備規程で限界使用時間が定められている装備品等の貸借等を行う場合の使用時間の取扱いについて

1. 目的

航空運送事業者が装備品等の貸借等を行う場合の限界使用時間の決定の方法及びその管理方法等を規定する。

2. 定義

2-1 装備品等

本サーキュラーにおいて装備品等とは、整備規程により限界使用時間が定められたものをいう。

2-2 貸借等

本サーキュラーにおいて貸借等とは、次の場合をいう（主整備基地までの飛行に使用するための一時的な借用は除く）。

2-2-1 機体から取り卸した装備品を同じ使用者の異なる型式機に取り付ける場合。

2-2-2 機体から取り卸した装備品を異なる使用者の同型式機又は異なる型式機に取り付ける場合。

2-2-3 機体をリースする場合等、装備品を機体に装着したまま貸借する場合。

2-3 相当オーバーホール後使用時間 (ETSO, Equivalent Time Since Overhaul)

本サーキュラーにおいて ETSO とは、当該装備品に対して承認された限界使用時間 (ATBO, Approved Time Between Overhaul) が異なる使用者間又は型式機間において貸借等を行なった場合、その時までの使用時間 (TSO, Time Since Overhaul) を新使用者又は新型式機の ATBO に対応させて変更する使用時間であって、3.に述べる方法により算出した時間とする。

2-4 限界使用時間

本サーキュラーにおいて限界使用時間とは ATBO のみをいい、限界寿命 (Life Limit) 及び耐空性改善通報により指示されるものを含まない。

3. 使用時間の変更方法

前使用者又は前型式機のオーバーホール後使用時間 - TSO

新使用者又は新型式機のオーバーホール後使用時間 - ETSO

前使用者又は前型式機の ATBO - - - - A

新使用者又は新型式機の ATBO - - - - B

$$ETSO = \frac{B}{A} \times TSO$$

なお、時間は分までとし、秒は切り捨てるものとする。

次にその例を示す。

例1. A社所有の発動機がある。この発動機のA社のATBOは2,000時間である。

この発動機をA社からTSO 1,000時間でB社に貸与する。B社のこの発動機のATBOが1,400時間であるとすれば、貸借等を開始した時点におけるB社でのETSOは

$$\text{ETSO} = \frac{1,400}{2,000} \times 1,000 = 700:00$$

となる。

例2. 例1において、B社で50時間使用した後A社に返した場合、A社でのETSOは、その時点で

$$\text{ETSO(A社)} = \frac{2,000}{1,400} \times 750 = 1071:25$$

となる。

例3. 例1において、B社で20時間使用した後、この発動機のATBOが1,200時間のC社に貸与すると、C社でのETSOは、その時点で

$$\text{ETSO(C社)} = \frac{1,200}{1,400} \times 720 = 617:08$$

となる。

4. 管理及び記載の方法

4-1 貸借等があった場合は有資格整備士が航空日誌の使用記録の欄に次のa及びbを、参考事項の欄にcをそれぞれ記載するものとする。

a.貸借等が行われた年月日、前使用者名、装備機種及び登録記号

b.ETSOの算出経過及びETSO

c.貸借等を行った以後の使用時間（この時間はETSOから始まる時間である）

（注意）航空日誌の総使用時間は変わることに注意すること。

次にその記載例を示す。

航空日誌記載例

使 用 記 錄						参考事項	
年 月 日	運 転 時 間 区 分						
	地 上	空 中	合 計	製 造 後 の 総運転時間	分解手入れ後 の総運転時間		
2002.11.5			2:00	3,000:00	1,000:00		
2002.11.6 A 社 川崎式BK117C-2型(JAxxxx)より換装 A 社 ATBO 2,000時間 TSO 1,000時間 当 社 ATBO 1,400時間 $ETSO = \frac{1,400}{2,000} \times 1,000 = 700:00$							
2002.11.7			2:15	3,000:00	1,000:00	700:00	
2002.11.8			6:30	3,002:15	1,002:15	702:15	
				3,008:45	1,008:45	708:45	

4-2 航空運送事業者は、装備品の貸借等についてのTSO管理が本サーキュラーで行われることを整備規程に記載するものとする。

注 航空運送事業者と航空機使用事業者間及び航空運送事業者と自家用機使用者間で装備品を貸借する場合、3.の比例計算は適用しない。

例えば、告示された限界使用時間が3,000時間で、整備規程による限界使用時間が2,000時間の発動機をオーバーホール後2,000時間使用した後は航空運送事業用としては使用してはならないが、航空機使用事業用又は自家用としてはあと1,000時間使用してよい。

附則

1. 本サーキュラーは平成15年9月5日から適用する。
2. 本サーキュラー発行に伴い、サーキュラーTCL-65A-73「整備規程で限界使用時間が定められている装備品等の貸借等を行なう場合の使用時間の取扱いについて」は廃止する。

附則 (平成23年6月30日)

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則 (令和4年4月1日)

1. 本サーキュラーは、令和4年4月1日から適用する。

附則 (令和7年4月14日)

1. 本サーキュラーは、令和7年4月14日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省航空局安全部航空安全推進室整備審査官

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

電話番号 03-5253-8731

FAX 03-5253-1661